

前回指摘事項に対する考え方について

項 目	前回部会における指摘事項	事務局の考え方
1 騒音及び超低周波音の定義について	<p>「改正 環境影響評価指針(素案)」(前回資料3)において、騒音の定義が、</p> <p>「騒音(低い周波数帯(周波数がおおむね20ヘルツから100ヘルツまで)のものを含む。)及び超低周波音(周波数20ヘルツ以下の音をいう。)」となっているが、騒音の後の()の内容は当然であり、記載は不要である。</p> <p>また、超低周波音は人には聞こえないものであるため、()内の「音」は、「音波」とするのが適当である。</p>	<p>廃棄物最終処分場に係る技術指針等を定める省令において左記のとおり定義されたことを踏まえ、騒音の()内の記載は誤解を招かないよう記載することとするが、超低周波音については、「超低周波音(周波数20ヘルツ以下の音波をいう。)」とする。</p>
2 低周波音の評価の手法について	<p>低周波音について、どのように評価するのか。</p>	<p>環境影響評価における評価の考え方は、「環境影響の回避・低減」と「基準又は目標との整合」であるが、低周波音に係る基準または目標値は現時点では設定されていない。</p> <p>風力発電所の設置の事業であれば、当該発電設備の配置の調整や定格出力の変更等により、回避・低減の措置が事業者により十分行われているか評価する。</p>

項 目	前回部会における指摘事項	事務局の考え方
		<p>なお、低周波音の評価に「低周波音問題対応の手引き書」（環境省水・大気環境局大気生活環境室、平成16年6月）において低周波音問題対応のための評価指針として示された「参照値」を用いた事例が見られるが、参照値は、固定発生源から発生する低周波音について苦情の申し立てが発生した際に、低周波音によるものかを判断するための目安として示したものであって、対策目標値、環境影響評価の環境保全目標値等として策定したのではない。</p>
<p>3 配慮書段階の生態系の定義について</p>	<p>前回資料3の計画段階配慮事項の検討における生態系に係る環境要素について、重要な自然環境のまとまりの場として、「さんご群集」が挙げられているが、愛知県にさんご群集は存在しないのはいか。</p> <p>また、里地里山に農地が含まれているが、農地を自然環境として良いか。</p>	<p>県内においてさんご群集の存在は確認されていないため、記載は削除する。</p> <p>農地については、本年9月に策定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」においても、「里地里山は、長い歴史の中でさまざまな人間の働きかけを通じて特有の自然環境が形成されてきた地域で、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原などで構成される地域概念」ととらえられており、自然環境の要素とすることが適当であると考えます。</p>